

福井県丹南広域組合職員の旅費に関する条例

平成 2年10月1日条例第13号
改正 平成17年10月1日条例第 3号
改正 令和 5年3月10日条例第 4号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、福井県丹南広域組合職員（以下「職員」という。）の旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間)

第2条 公務のため旅行する一般職の職員に対し支給する旅費に関しては、職員の旅費支給に関する条例（平成17年越前市条例第52号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成17年条例第3号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 （令和5年条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。